

国際課税のケース・スタディ

ストックオプションの課税について

〔事例〕

内国法人甲社は、年功序列型の給与形態を改めて社員の業績を重視する形態に改めることを計画している。平成6年の商法改正による自己株式取得制限が緩和されたことでもあり、現金ではなく株式による新しい報酬の制度であるストックオプションの導入の是非を検討中である。この場合、課税関係はどのようになるのか。なお、米国においてはストックオプション制度が広範に利用されていると聞いているので、その概要等についてもお伺いしたい。

〔検討〕

1 スtockオプションの経緯

ストックオプションは、米国で始まった報酬の制度であり、相当に古い歴史を持った制度である。20世紀初頭、米国において、所得税の累進税率により高額所得者に高い税率の適用をすることになったことから、会社が、現金による給与を増額しても給与所得者の手取金額の増加とはならなかった。そこで、現金による支払いに代えて、会社が、特定の社員（実際はほとんどが役員）に自社株式を一定の金額で購入する権利を与え、その権利を与えられた者は、当該株式の時価が高騰したときにその権利を行使して、市場価格よりも低価で株式を購入することで利益を得ることができ、さらに、購入した株式を譲渡することでその譲渡益を

得ることができた。

その際の課税は、オプション行使時の株式の時価とオプション価格との差額の課税免除及び株式の譲渡益が通常の税率よりも低い税率の適用等もあって、実質的にこの制度は、現金で支給される給与の課税と比較して節税の効果を持ったのである。わが国では、商法における自社株取得の禁止規定等の理由もあり、このような制度は、実務において行われていなかった。したがって、税法及び企業会計における取扱いに定まったものはない。

では、わが国において実際に課税の事例はないかということそうでもない。それは、米国系内国法人等に勤務する外国人が、日本においてストックオプションの権利を行使した場合の課税関係である。一般には、ストックオプションを供与された時点では課税がなく、わが国に勤務中にストックオプションを行使したとき、オプション価格と行使時の株式の時価との差額が経済的利益となり、給与所得又は一時所得としての課税が行われる。また、当該株式を譲渡した場合、租税条約の規定に基づく課税の免除、又は当該株式が譲渡の時に国内に所在すれば国内における資産の譲渡として、その譲渡益に対する課税等ケース・バイ・ケースでその課税関係が異なる。

2 スtockオプションの特徴

ストックオプションは、将来その会社の基幹社員となる者に対して、一定金額（オプション価格）で自社株を購入する権利を与える制度である。し

たがって、この制度の前提は、会社とストックオプションを受ける者との間に雇用関係の存在が必要である。

このオプション権利者である社員は、当該自社株の価格が上昇することが自らの利益となることから、その意味で業績向上を願う会社の利害と一致する。また、当該社員は、有利な価格で自社株を購入し、その株式を売却することで利益を得ることができ、会社から現金支給される給与に対する課税よりも有利な課税を受けるのであれば、同じ経済的利益を得る場合であっても、ストックオプションの場合の方が節税となる。

会社側にとっても、終身雇用制が崩れつつある現在、流動化する雇用情勢の中で優秀な社員の確保の観点から、この制度は、権利を与えた社員に会社に対する帰属意識を芽生えさせることとなり、めり張りのきいた給与形態といえる。

3 米国におけるストックオプションの課税

米国の税法におけるストックオプションの規定は、一定の要件を充足するストックオプションに課税上の恩典を与えることで推移してきている。すなわち、会社がどのようなストックオプションを行っても自由であるが、税法に定めた一定要件を充足するオプションのみに恩典を与え、税法の要件に該当しないものは通常通り課税を受けるものである。

現在、課税上の恩典のあるストックオプションの形態の一つにインセンティブ・ストックオプション（以下「ISO」という。）がある。

ISOの課税上の恩典は、社員が、オプションの権利を与えられた時及びその権利を行使した時には課税関係は生じない。そして、当該権利者が取得した株式を譲渡した時に得た株式の譲渡益が課税される。ISOはこのように課税上の恩典がある代わりに、一定の要件が制約として課されている。

ISOにおける要件を列挙すると次のとおりであ

る。

① 社員が受け取る株式は、直接に雇用している会社、その親会社及び子会社の株式であり、雇用している会社の兄弟会社の株式は除かれている。

② オプションの対象となる株式数及びその権利を供与する社員については株主総会の承認が必要である。

③ オプションは、オプション供与が採用又は承認された日のいずれか早い日から10年以内に供与又は行使されなければならない。

④ オプション価格は、オプションが供与された時点の株式の市場価格未満であってはならない。

⑤ 権利者は、死亡の場合を除いて、他に当該権利を譲渡することはできない。

⑥ 社員は、オプションが供与された時点で、当該株式発行法人の議決権株式の10%を超える所有をすることはできない。

⑦ 社員は、オプションの権利を供与された時からそれを行使する3月前まで会社との雇用関係を継続しなければならない。

⑧ 当該制度の下で株式が購入された場合、オプションの供与時から2年間あるいはオプション行使時又は株式購入時のいずれか遅い日から1年以内に株式を売却することはできない。権利者が、当該株式を上記の要件を充足しない段階で譲渡した場合、その譲渡益は通常所得（給与所得）として課税を受けることになる。

4 わが国におけるストックオプションの実施について

(1) スtockオプション制度の導入

この制度は、ベンチャー企業育成の観点から、平成7年11月から施行された特定新規事業実施円滑化特別措置法により認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）のうち、未公開会社で、定款

に役員及び使用人に有利な価額で新株を発行することができる規定を持ち、商法に定める特別決議を経てその決議後10年間に払込みをする新株に限りストックオプションが適用されるものである。なお、発行する新株の総数は、発行済株式総数の3分の1を限度としている。

(2) ストックオプションの税務

平成8年度に創設されたストックオプション制度に係る課税の特例においては、ストックオプションを行使したことで認定企業の役員等が得る経済的利益には所得税を課さないこととし、当該株式の譲渡益は、株式等の申告分離課税(税率26%)を適用するとしている。

この制度の適用対象者は、認定企業の発行済株式総数の3分の1を超える株式を有している個人

(大口株主)及びその配偶者その他大口株主と政令で定める特別の関係にあった個人が除かれ、認定企業の役員、使用人及びその相続人が適用対象者となっている。また、ストックオプション契約により新株の発行を請求する権利は、その決議の日から2年間権利の行使が制限され、当該権利の行使に係る新株の発行価額の年間合計額は、500万円を超えないとされている。

5 結論

平成8年度に創設されたわが国のストックオプション制度は、米国のISOに類似したものであるが、その適用範囲は限定的である。認定企業に該当しない会社は、課税上の恩典を受けることができない。

(税理士 小沢 進)

TAX & LAW

経営環境の変化に対応した事業展開のために
企業組織戦略の実践的ノウハウを公開!!

営業譲渡・株式譲渡・ 合併・更生清算

企業組織戦略研究会 編集 ★B5判・加除式・全1巻・バイプファイル装本・定価15,000円(税込)〈定実費〉

本書の
4大特色

- 事業の戦略的な再編成・再改革をするために必要となる、実践的ノウハウを提示しています。
- 税務のみならず、経営、法務について、Q&Aによってコンパクトにまとめているので、迅速な確認ができます。
- 専門的で難解なテーマを経験豊富な専門家が、実務に即してわかりやすく解説しています。
- 法定様式と任意様式(書式)を多数掲載しているので、実務の場面ですぐ活用できます。

■カタログ送呈

〒107 東京都港区南青山2-11-17



第一法規

Tel. (03) 3404-2251 Fax. (03) 3404-2269